

沼田市議会 会派創成会 公明党市議団合同研修会の報告書綴の提出

- ・研修年月日 令和2年10月29日(木)
- ・研修先 国土交通省道路局環境安全防災課
- ・研修者 沼田市議会創成会 会長 20 星野佐善太
- ・研修目的
 - 歩行者利便増進道路制度の創設
 - 道路指定制度の全体の流れ
 - 中心市街地の新たな活性化賑わい
 - まちづくりに対応した道路網の整備の要望
 - 沼田市大正ロマン活用の仕方等の支援事業の申請許可等々について
- ・国土交通省説明者
 - 国土交通省道路局環境安全防災課課長 荒瀬美和氏
 - " " 防災課課長補佐 山本浩之氏
 - " " 路政課企画専門官 須永敦雄氏

上記の件について、他の国会議員を通し調べをお願い致していましたが、国土交通大臣が公明党出身と言うことで表敬の意味もあり公明党の衆議院議員の岡本三成先生に研修の依頼を致しました。

今回の研修目的は、中心市街地のまちづくりの役員さんより市街地内の国道、歩行者用歩道の利活用等の支援事業について国土交通省に事業内容と申請方法について調査を依頼されておりましたので回答済みでありましたが、やはり中心市街地まちづくりとなると実際に当局にしっかりした約束を取り付けて実行に写すことが大切である認識と責任感の立場から実際に国土交通省の方々と面談し支援事業のお願いをして参りました。

・説明者の話

日本の経済バブル期を過ぎ大型店舗の郊外進出と共に旧まちなかの衰退。国は中心市街地の再生を掲げ沼田市も平成10年事業化、土地区画整理事業として中心市街地まちなか再生8,8ヘクタールを計画現在に至っている。

本市も国道120号線(本町通り)幅員20メートルに設計とした。しかし市内の外郭地に北回り南回りのバイパスが完成、これに

より中心市街地の交通量の緩和となる。

今回新たに国（国土交通省）は、市街地の賑わい再生を図る為歩行者道道路の一部を活用する街区の支援事業を始めるものと考えられる。

- 歩行者道道路の一部を利活用し人々が集い多様な活動を繰り広げ賑わいの創出を図り空間のニーズを高める狙い。
- バイパスの整備運用により中心市街地の交通量が減少。コンパクトシティーの進展、これらの空間の利活用策。
- 歩行者中心のまちづくり、歩行者道道路の空間の利用の高まり。

・課題

- 国土交通省と道路法により警察側と道路法についてしっかり法的に煮詰めて管理者、利用者に分かりやすく法的に進めてもらいたい。
- 空間歩行道（歩道）国道利活用の為の設置器具等の支援を含めた許可等も必要と考えるが。
- 一方通行や現在上之町高和通りの進入禁止の関係も一早く幅員を広げる様、国土交通省担当等に警察関係に相談し解決するようお願いをするが答えは市へあったのか。
- この空間を市街地商店街の方々に利用して頂くこと。
- これらの利活用も当然市行政側も支援が必要と考える。
- 令和2年5月20日の成立、5月27日公布「道路法等の一部を改正する法律」より賑わいのある道路空間を構築するための道路指定制度が創設された。今後上中下之町が幅20メートルとなり完成すればこの道路の活用方法も変って来ると考える。
- 国土交通省に認定を受け当該市そして地元関係者が合意すれば今後20年間占用が認可される。
- 前から計画されていた中心市街地の無電柱化について経費負担の面でどうなるのか心配をしていたが。
市が無電柱化の計画を立てれば費用の2/3は道路管理者が負担1/3は電気事業者負担とのこと。すでに本市では上之町より事業が進められている。詳しく負担についての説明で分かったところです。本市の中心市街地の事業促進と事業完了のため市長始め当局、議会と関係市民の方々により一層の強力を賜り関係者の元気のうちに完了の姿を目にしたいものです。本市の更なる発展を心から願うものであります。 別紙・・・2枚

歩行者利便増進道路指定制度の創設

歩行者利便増進道路

<<地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築>>

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

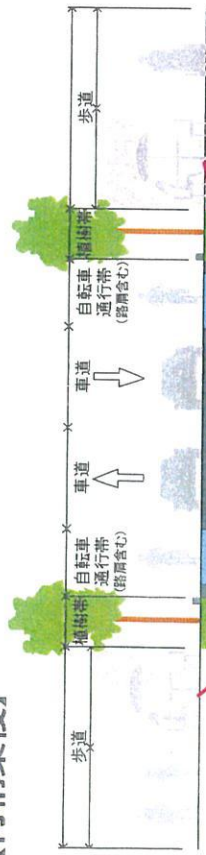
【イメージ】

【再構築前】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

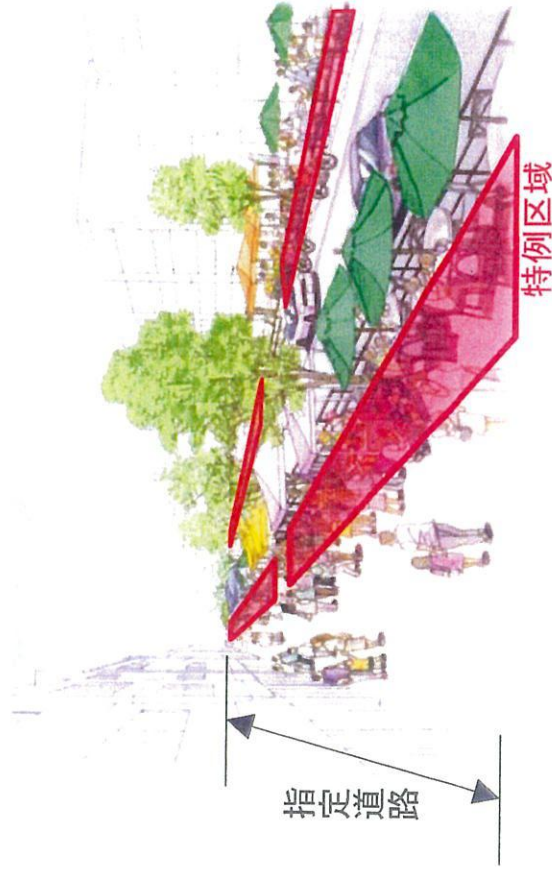
【再構築後】



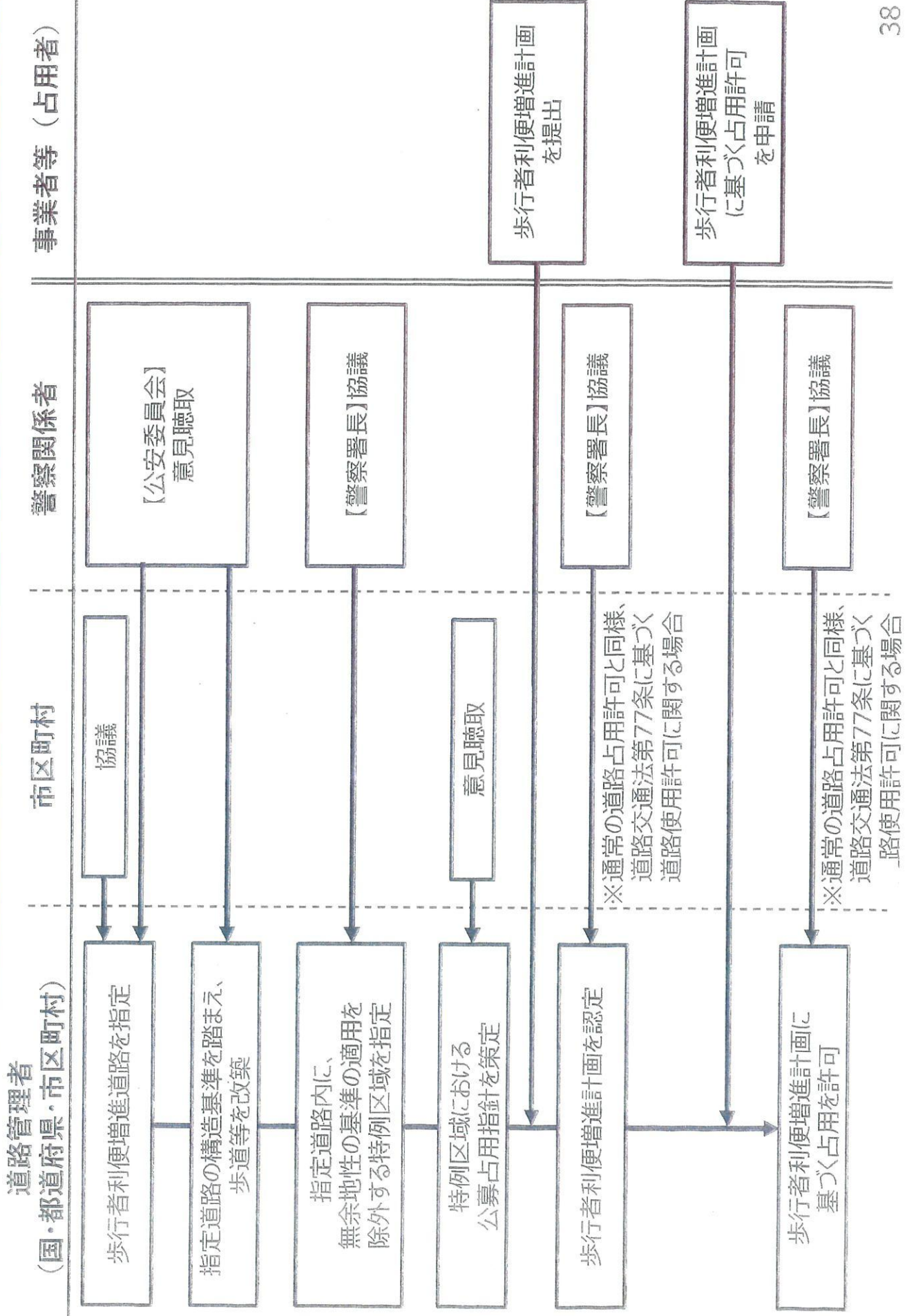
歩行者の利便増進を図る空間

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、**最長20年の占用が可能**（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



歩行者利便増進道路指定制度 全体の流れ



沼田市議会 沼田創生会行政調査報告書

報告者 星野 稔
調査日 令和2年10月29日(木)
調査先 国土交通省道路局環境安全・防災課
調査内容 歩行者利便増進道路制度について

説明員 国土交通省道路局環境安全・防災課課長 荒瀬美和氏
国土交通省道路局環境安全・防災課課長補佐 山本浩之氏
国土交通省道路局路政課企画専門官 須永敦雄氏

この度、公明党岡本三成衆議院議員の紹介を受けて上記行政調査を実施した。歩行者利便増進道路制度は、戦後からバブル期までの道路を中心とする社会インフラ整備の推進から、インバウンドも含めた観光の高まりや独自性を追求する商店街振興と街づくりの推進という時代の要請に対応したものである。

現状として①道路において、人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わい創出に資する空間へのニーズの高まり。
②バイパスの整備等により自動車交通量が減少する道路が生じる一方、コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間の構築が必要になっている。

主な課題 ①賑わい創出につながる道路の位置付けが、現在の道路法では明確に規定されていない。
②道路管理者が主導して、民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間をつくる仕組みがない。

以上の現状と課題から、賑わい創出に向けた地域の取り組みを後押しするため新たな制度が必要になったという経過がある。

令和2年5月20日成立、5月27日公布の「道路法等の一部を改正する法律」により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設された。沼田市には該当しないが、片側2車線の道路を1車線に減らして歩道を拡幅する例もあるが、現在の沼田市では上之町と下之町テラス前に限られるが本町通りの道路拡幅が完了するとスケール感が出てくると思われる。

利便送信のための占用を誘導する仕組みとして、

- ①特例区域では、占用がより柔軟に認められる、
- ②占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能になる、
- ③公募により選定された場合には、最長 20 年の占用が可能になり、テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすくなる点が挙げられた。

また無電柱化への支援として、市が計画を作れば費用の 2 / 3 は道路管理者が負担、1 / 3 は電気事業者が負担する仕組みは沼田市でも行っていると思うが始めて聞く内容であり参考になった。

沼田市の中心商店街の活性化のために、今後研究・検討をしていくべき内容であり大変参考になる研修であった。

沼田創生会

行政調査報告書

調査内容

「歩行者利便増進道路制度」について

日時 : 令和2年10月29日(木)
場所 : 衆議院第一会館
講師 : 国土交通省

沼田創生会 久保健二

会派名		沼田創生会	議員名		久保健二
1	期 日	令和2年10月29日(木)			
2	調査事項	「歩行者利便増進道路制度」について 場所：衆議院第一会館 講師：国土交通省			
3	所 感	調査後の考察（感想、政策提言、本市にどのように活かせるか など）を記入			
<p>【歩行者利便増進道路制度】</p> <p>「賑わい空間構築に向けた課題」</p> <p>○道路はヒト・モノを早く動かすことに主眼が置かれていた。</p> <p>○人々が集う、賑いを創出する空間へ。</p> <p>「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」</p> <p>○歩行者利便増進道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の利便増進のための構造基準の策定。 歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定める。 車道を減らし、歩道を拡幅する。 <p>○利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例区域では占用がより柔軟に認められる。 特例区域にはモノを置ける。 ・公募により選定された場合、最長20年の占用が可能。 <p>「歩行者利便増進道路制度 全体の流れ」</p> <p>○道路管理者が市区町村、警察関係者との協議をしながら歩行者利便増進道路を指定し、その中に特例区域を指定、特例区域における公募占用指針を策定する。</p> <p>○事業者等は「歩行者利便増進計画」を提出し、道路管理者によって認定されたら計画に基づき占用許可を申請し許可を受ける。</p> <p>「歩行者利便増進道路の構造基準①」</p> <p>○根拠法：道路法第48条の21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者利便増進道路の構造の基準 <p>○政 令：道路構造令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全かつ円滑な通行の基準 ・利便の増進の基準 					

「歩行者利便増進道路の構造基準②」

○歩行者の安全かつ円滑な通行の基準の対象（歩道）

- ・歩行者の通行の用に供する空間
- ・歩行者の滞留の用に供する空間

○利便の増進の基準の対象

- ・歩行者の滞留の用に供する空間
- ・歩行者利便増進施設（歩行者の利便の増進に資する工作物、物件また施設）
道路付属物として街灯、ベンチ等、占用物件として広告塔、食事施設等

参考）道路空間再構築の事例

①御堂筋

御堂筋将来ビジョン（2019.3.13 大阪市）

現状が本線4車線、側道2車線のところを、短期・中期的に側道を歩行者空間化し。長期的な目標として2037年(R19)には全面を歩行者空間化する。

②本町通り（国道8号線）

国道8号敦賀バイパスの完成に伴う自動車交通の転換を受け、敦賀駅から氣比神宮、敦賀港周辺エリアへ向かう主導線の景観を整備し、賑わいを楽しみながら回遊できる歩行空間を整備する。

【コロナ特例】

「道路占用・コロナ特例について」

○道路占用許可制度の概要

- ・道路管理者による道路占用許可を要する
- ・道路の敷地外に余地がなくやむを得ないことがある（無余地性）
- ・通常、占用料が発生する

○コロナ占用特例の概要

- ・対象 : 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設を設置し、かつ、施設付近の清掃等にご協力していただける店舗
- ・占用許可基準 : 無余地性の基準について弾力的に判断（緩和）
- ・占用主体 : ①地方公共団体または②地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体などによる一括占用（個人は対象外）
- ・占用の場所 : 道路の構造または交通に著しい支障を及ぼさない場所（交通量多3.5m以上、その他2m以上の歩行空間確保）

- ・ 占用料 : 免除 (施設付近の清掃等に協力ある場合)
- ・ 占用期間 : 令和2年11月30日まで (延長する見込み)

「コロナ特例の実施に関するアンケート結果」

○アンケートにより把握した実施状況を踏まえ、特例を延長する方向で検討

- ・ 令和2年9月1日時点で占用主体・道路管理者に対して実施
- ・ 全国で約420自治体で特例を導入済み、約240か所 (うち14は直轄国道) で事例あり
- ・ 約9割の占用主体から、実施して良かったなどの評価
- ・ ほぼすべての占用主体が、今後の特例継続を希望

「コロナ特例(a)と歩行者利便増進道路(b)の比較」

- ・ 占用許可基準 : abともに無余地性の基準を緩和
- ・ 占用主体 : a 地方公共団体又は地元協議会等による一括占用
b 個別占用・一括占用を問わない
- ・ 占用期間 : a 特例の期限まで
b 最長5年 (公募占用の場合は最長20年)
- ・ 占用料 : a 免除 (施設付近の清掃等への協力が条件)
b 検討中 (同様の特例制度では減額措置)

○歩行者利便増進施設制度の活用による沿道飲食店等の路上利用の持続化を促進

○コロナ占用特例の恒久化を検討している。

【所感】

今回の研修内容は、道路(歩道)を活用し沿道のお店等が営業等をできる制度と、新型コロナウイルスによって基準が緩和されたものである。

歩道の利用に関しては巷にありそうで無いものだが、それは場所の要件をはじめとして手続きの煩雑さや占用料も大きな負担が原因の一つのはずである。道路占用に関して新型コロナウイルス感染の拡大によって3密回避のためにオープンカフェ等ができるよう許可基準が緩和されたが、これによる効果は感染拡大対策だけでなく道路の雰囲気や景観にも影響を及ぼし、さらには人通りの誘致にもつながる効果が期待できる。以前、豊島区の社会実験を視察したことがあるが、通行人の増加や雰囲気づくりに大きな効果を発揮し恒久化が期待されていた。その時にはすでに法律や警察との協議などハードルの高さが指摘されていたが、他の社会実験も加えて今回の参考なった部分もある。

沼田市における活用に関しては、中心市街地での活用が最初に思い浮かぶ。現在の土地区画整理事業が行われている中で幅員の基準適合や占用主体の確立、また外部からの参加者を募りやすいことも推測できる。

ただしコロナ特例では期間的制約が、原則としては道路指定と特例区域の指定や公募占用指針策定、占用者による申請手続き等がある。このような課題があるが道路空間活用のハードルが下がった意義は大きいと思う。現在はコロナ特例で暫定的な措置だが、新しい賑わい空間の創出が期待できるため恒久化が望まれる。

また、この両制度を活用するためには、自治体などの道路管理者、事業者等の占用者、地域の人達、利用者相互の理解と協力が不可欠である。もし沼田市内で活用するとなれば行政の牽引が必要とも考える。短期的、中長期的に活用するにも街の雰囲気や人通りのイメージを持つことも必要だと思う。これら主体となる人たちがそれぞれ想像力を発揮し、生き生きとした街の賑わいに繋げられる制度であると思う。



以上

行政研修報告書

沼田市議会議長 様

令和2年11月10日

会派名：沼田創生会

報告者：事務局長 中村 浩二

沼田創生会の行政研修について、下記のとおり実施しましたので報告します。
(公明党と合同研修)

記

1 期 日 令和2年10月29日(木) 午前11時00分～午後12時00分

2 研修地 衆議院第1会館(会議室)

3 挨拶 衆議院議員 岡本 三成 様(東京第12選挙区)
" 沼田創生会 星野 佐善太

4 研修事項

(午前11:00から午後12:00)

・研修項目：歩行者利便増進道路制度について

・講師：国土交通省道路局 環境安全・防災課長 荒瀬 美和 様

" " 防災課課長補佐 山本 浩之 様

" " 路政課企画専門官 須永 敦雄 様

3 参加議員

星野佐善太議員 星野 稔議員 久保健二議員 中村浩二議員 桑原敏彦議員

永井敏博議員 戸部 博議員 (公明党：井上 弘)

4 研修概要等(歩行者利便増進道路制度について)

記

①研修目的(沼田市の地域住民が参画する観光まちづくりについて)

沼田市中心市街地活性化につきましては、平成10年度から土地区画整理事業を基盤とした街なか再生事業を推進していますが、詳細な実施計画、区画整理事業の合意形成などから長期間が経過し、その間、少子高齢化による人口減少や商店主の高齢化等が進み、活性化のための整備が遅延している状況であります。

このような状況下、土地区画整理事業による街なか再生については、市民も不安を抱いておりますので、中心市街地活性化のための、都市機能の充実と再生を図ることが喫

実施しておりますが、計画から長期間経過しております。

特に当初案は上之町に「賑わいの核」中町に「ふれあいの核」下之町に「住民生活の核」などで協議検討されてきましたが、時間の経過とともに状況が変化してきております。

このような状況を踏まえ、市民や地元商店街が参画する滞在交流型や周遊型の観光まちづくりを推進する必要がありますが、土地区画整理事業の見直しや、歩行者利便増進道路制度についての地元商店街の同意など、関係者の賛同を得ていくのが今後の課題と考えます。

⑤政策提言

沼田市中心市街地活性化につきましては、平成10年度から土地区画整理事業を基盤とした街なか再生事業を推進していますが、長期間が経過し、その間、少子高齢化による人口減少や商店主の高齢化等が進み、活性化のための整備が遅延している状況であります。

このような状況下から、本市を取り巻く環状線の新設改良工事が進捗中であり、市内の交通量が減少していくと考えられます。

このバイパス整備により、自動車交通量が減少するため、コンパクトシティの進展を検討し、歩行者交通量の増加を目指した、歩行者中心の道路空間の構築について当局等へ政策提言していきたいと考えます。

※研修会次第や名刺及びに研修写真等並びに資料については、会派報告書への添付のとおりです。

委員会名		沼田創生会	議員名	桑原 敏彦
1	期 日	令和2年10月29日(木)		
2	調査事項	国土交通省(歩行者利便増進道路制度について)		
3	所 感	調査後の考察(感想、政策提言、本市にどのように活かせるか などを記入)		
国土交通省(歩行者利便増進道路制度について)				
①制度の背景				
<p>近年の大型車両による物流需要の増大に伴い、特殊車両の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大しており、通行手続の合理化への対応が課題となっています。また、バスタプロジェクト等新たな交通結節点づくりの推進、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築、自動運転による移動サービスへの対応などによる道路の効果的な利用を推進する必要があるほか、激甚、頻発化する自然災害時において、道路の迅速な災害復旧等を行い、道路の安全性の向上を図ることが急務となっています。</p>				
②地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築				
<p>賑わいのある道路空間を構築するための道路を歩行者利便増進道路として指定し、当該道路では歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とすること、無電柱化に対する国と地方公共団体による無利子貸付けを可能とすること等を規定した。</p>				
③国による地方管理道路の災害復旧等を代行できる制度の拡充				
<p>災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づき、国土交通大臣が道路啓開・災害復旧を代行できる道路の対象を拡大すること等を規定している</p>				
④沼田市にとってのメリット				
<p>沼田市まちなか商店街にこの歩行者利便増進道路制度が取り入れられれば、コロナ禍における歩道での出店が可能となる。また同時に電柱の地中化も検討すれば景観上のメリットもあります。</p>				
以上報告致します。				

行政調査報告書

会派名：沼田創生会

議員名：永井敏博

1 期 日 令和2年10月29日(木)

2 調査事項

国土交通省

歩行者利便増進道路制度について

3 講師

国土交通省道理局環境安全 防災課課長 荒瀬美和氏

国土交通省道理局環境安全 防災課課長補佐 山本浩之氏

国土交通省道理局路政課企画専門官 須永敦雄氏

4 調査概要及び所感

調査概要

歩行者利便増進道路、道路において歩道の中に歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る空間を構築し、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を整備する制度。

所感

- ・歩行者の利用を考えた道路の活用方法ではないかと感じました。
- ・人々が集い、イベントやミニコンサートなど、にぎわいが創出できて地域の活性化につながるのではないかと感じました。
- ・この制度については、本市の市内中心地である街なかの本庁通りや商和通りなどに取り入れられれば街なかの活性化・にぎわいのあるまちづくりになるのではないかとではないかと大変参考になる研修でした。